

屋外焼却（野焼き）は禁止されています！

家庭等から出るごみをドラム缶や地面を掘った穴等で屋外焼却する、いわゆる「野焼き」は一部の例外を除いて法律で禁止されています。

これに違反しますと、5年以下の懲役、もしくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金または両方が科せられます。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第16条の2

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

◎政令で定める野焼きの例外（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
(例) 河川敷の草焼き等
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
(例) 災害等の応急対策、火災予防訓練等
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
(例) 正月のしめ縄等を焚く行事（どんど焼き）等
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
(例) 病害虫の防除、土壌改良等
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却
(例) 落ち葉焼き、キャンプファイヤー等

※例外として認められている場合であっても、煙や悪臭で周囲の迷惑となっている場合には、中止していただいたり、改善指導の対象となります。



<お問い合わせ先>

大垣市役所 生活環境部環境政策課 環境保全グループ
代表℡：0584-81-4111 直通℡：0584-47-8563
F A X：0584-81-3347
E-mail：kankyouseisakuka@city.ogaki.lg.jp